

「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」の一部改正に伴う 申請書の様式変更および運用時期について

1 これまでの経緯と福祉有償運送の登録に関する処理方針の改正点

R6.9 月に「福祉有償運送の登録に関する処理方針」について以下のとおり、改正がありました。

【運送しようとする旅客の範囲について】

ロ、ハ、ホ、ヘ及びト（福祉有償運送の利用対象者（道路運送法施行規則より抜粋）をご参照ください。）に該当する者については、これまで運営協議会等で運送の対象とすることが適当である旨の確認が必要とされてきましたが、確認方法として、医師や福祉・介護の専門職による判断でも確認できることになりました。

この改正を受け、令和 6 年度第 2 回運営協議会において、申請書の様式変更による運用について議長からの提案を受け、特段のご異議等なく当時の運営協議会の構成員から承認を得ました。（令和 6 年度第 2 回運営協議会会議録 一部抜粋をご参照ください。）

これらを踏まえ、令和 7 年度運営協議会の構成員および運送団体へ申請書の様式変更を周知するとともに、東南村山地域での対応（具体的な運用開始時期等）について、皆様からの特段のご意見等なければ以下のとおり対応したいと考えております。

2 改正を受けての東南村山地域での対応

(1) 申請書の様式変更について

申請書は別添「申請書（新旧）」のとおりに変更して運用する予定です。

なお、申請書の様式変更に伴い「東南村山地域福祉有償運送の利用に関する要領」について改正する予定です。

(2) 運用時期について

令和 7 年 10 月 1 日（水）から新しい申請書様式を使用する予定です。

ただし、当面の間は旧申請書でも受付を行います。

つきましては、上記の対応について、ご意見等ありましたら、別添の「協議事項に関する回答書」によりご回答をお願いいたします。（ご意見等がない場合でも、ご提出ください）

（参考）福祉有償運送の利用対象者（道路運送法施行規則より抜粋）

- ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条に規定する精神障害者
- ハ 知障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者
- ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ヘ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

(参考) 令和6年度第2回運営協議会会議録 一部抜粋

「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」の一部改正について

運送しようとする旅客の範囲について

ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する者については、以前から運営協議会等で運送の対象とすることが適当であることの確認が必要とされていますが、確認の方法として、医師や福祉・介護の専門職での判断において確認することも可能となった。

《質疑等》

かみのやま福祉運送サービス：

医師や福祉・介護の専門職での判断において確認することも可能となったということだが、判断の根拠となる例えば診断書とか、そういった書類が必要かどうか。運営協議会にはどういった書類を添付すればよいのか、ご指導いただきたい。

議長：

具体的にその判断をどのような形ですのかについてのご質問ですが、何か事例や取り扱いのところでご教示いただける部分あれば、運輸局様いかがですか。

山形運輸支局：

判断方法として医師や福祉・介護の専門職での判断が可能となったが、一律の基準や必要な書類については、定まっているものは今のところない。どういった書類が必要であるか、どういう手順を踏んで、医師や福祉・介護の専門職の判断をもって、運送の対象者とするかについては、協議会の運営の方針の中で、決めていただくものになっている。

判断基準を定めているかと思うが、その中に医師が判断した場合の項目を追加し、提出することによってというふうに付け加えていただければいいのかなと思います。

議長：

ありがとうございます。現在、山形市事務局の方で「処理方針の一部改正」を受けて、検討している部分がございますので事務局の方から説明をさせていただきます。

事務局：

対象者が該当するかどうかの判断に関しましては、判断フローチャートを作成し、日常生活自立度や歩行・移動の状況を確認した上で、利用が可能かどうかの判断をしているような状況となっております。

今回改正が行われましたので、医師や福祉・介護の専門職が判断した者についての運用は、今後検討させていただいていただきたいと思います。

議長：

利用者が福祉有償運送を利用する際の申請書の書式の中に、ケアマネジャーや地域包括支援センター等の専門職の判断により認められる場合について、記載する欄を書式に設けようというふうに今検討しているところでございます。それをもとに、事務局の方で利用が適当かを判断した上で、運用をしていくということで考えているところでございます。東南村山管内の運用については、事務局となる市町の中で確認もさせていただきながら、皆様の特段のご異議がなければ、書式の変更の中で、適正に運営されるように対応して参りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

→特になし。